

■お問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0997-72-1119

令和3年度農地の利用状況調査を実施します

瀬戸内町農業委員会では、農地法第30条の規定に基づき毎年1回、町内の農地の利用状況について調査を行うこととしていきます。

今年度も瀬戸内町全域の農地の利用状況について、左記の要領により調査を計画していますので、町民の皆様のご協力をお願いします。

■実施時期・方法

令和3年8月～10月

町内を5地区に分けて調査を行う予定です。詳細（日時等）については、各囀託員へご連絡しますのでご協力をお願いします。

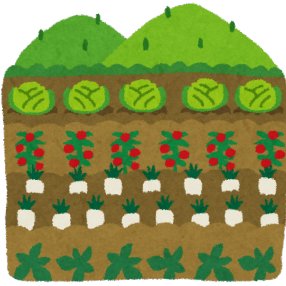
- ① 西方地区
- ② 東方・山郷地区
- ③ 請島・与路島地区
- ④ 鎮西地区
- ⑤ 実久地区

■実施内容

① 遊休農地や違反転用の把握
字図、農地台帳等により確認し、現況について地区の現地調査や聞き取り調査の実施

② その他営農状況の把握
現在の取り組み状況と課題について聞き取り調査の実施

※遊休農地の所有者に対する指導、通知、公告、勧告までの手続きは農業委員会が一貫して行いますので、ご協力をお願いします。



■お問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0997-72-1119

農地を転用するときは、農地法の許可が必要です

農地を農地以外の目的に転用することを「農地転用」といい、農地転用する場合は農地法の許可が必要です。

■農地以外の例

住宅・工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、水路、山林

個人で所有・管理している農地においても、農地転用許可が必要です。

この許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設

けられています。

許可を受けずに転用したり、許可を受けた通りに転用をしなかった場合は、工事の中止や原状回復等の命令、罰則が適用される場合があります。

町内の農地および農地転用に関する手続きや違反転用の通報などに関して、ご不明な点がありましたら上記までご連絡ください。



■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174

新鮮野菜！
はる市開催のお知らせ

地元の生産者とふれあう直売イベント「はる市」を開催しますので、皆さんのお越しをお待ちしています。

新鮮な野菜などを是非お買い求めください！

■日時

毎月第一日曜日

■場所・時間

海の駅1階フロア

10時～12時

■運営主体

瀬戸内町CSA協議会

(泰山)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。

※出店者も募集しています。



■お問い合わせ先 町民生活課戸籍住民係 ☎ 0997 - 72 - 1060

人権同和問題啓発強調月間

8月是人権同和問題啓発強調月間です。

「人権」は、すべての人間が生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利であり、また、個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできない権利です。

誰一人取り残さない、認め合い、支え合う「共生社会」を実現するために、私たち一人ひとりが、人権を「自分の事」として考え、人権問題の解決に向けた行動をとることが大切です。

この機会に、あなたの身近なことから人権について考え、そして行動しましょう



■期間 8月1日(日)～8月31日(火)

■お問い合わせ先 総務課危機管理係 ☎ 0997 - 72 - 1111

台風・大雨への備えについて

台風や大雨は、近年全国的に大きな災害をもたらしております。気象庁から発表される警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防止したり軽減することが可能です。台風や大雨に関する気象情報をテレビやラジオで確認し、災害への備えをもう一度確認しましょう。

1. 家の外の備え (大雨が降る前、風が強くなる前に行いましょう。)

- 窓や雨戸は必要に応じて補強しましょう。
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、家の中へ格納しましょう。

2. 家の中の備え (非常用品の確認)

- 懐中電灯、ラジオ (乾電池)、常備薬、非常用食品、貴重品など

3. 避難場所などの確認

- 土砂災害の危険性が認められる場所を、ハザードマップで確認しておきましょう。
- 避難所での密集・密接・密閉を防ぐために、災害リスクがより低い場所にある親戚や知人宅に避難することも検討しましょう。



【令和3年6月作成・配布】

■お問い合わせ先 保健福祉課保健予防係 ☎ 0997 - 72 - 1122

乳歯のむし歯予防は5〜6歳で生え変わる永久歯のむし歯予防にもつながります。
歯が丈夫であることは、言葉や身体・脳の発達に欠かせないものです。
歯の質を高め、お子さんの大事なお口の健康を守っていきましょう。

仰あおぎ 謙けん 眞しん くん
池いけ 田だ 心しん 之のすけ 輔すけ くん
川かわ 野の 萌も 彩さい くん ちゃん
清きよ 原はら 花か 音ね ちゃん ちゃん
高たか 森もり 恵え 美み 里り ちゃん
田た 畑はた 裕ゆ 麻あ くん ちゃん
信しん 島しま 心しん 陽や くん ちゃん
橋はし 村むら 寧ねい 之のしん くん ちゃん
濱はま 畑はた 光くわい 海かい 翔と くん くん
森もり 森もり 光くわい 海かい 翔と くん くん



■3歳むし歯ゼロ賞
(6月17日・7月15日) 3歳児健診

瀬戸内町では令和2年度より、3歳児健診における歯科健診において、むし歯がなかった子供たちをご紹介していきます。

3歳児むし歯ゼロ賞

■お問い合わせ先 瀬戸内町教育委員会総務課総務係 担当：静島 ☎ 0997 - 72 - 0113
 メールアドレス：k-soumu @ town.setouchi.lg.jp

古仁屋信愛幼稚園の新名称（瀬戸内町立〇〇幼稚園）募集について

学校法人 奄美信愛学園 古仁屋信愛幼稚園（昭和35年設立）が令和5年3月31日をもって閉園となり、令和5年4月1日より町立幼稚園として引き継がれます。

子どもや保護者、地域の方々から親しみやすい新たな名称（瀬戸内町立〇〇幼稚園）を募集します。

■施設概要 場所：古仁屋信愛幼稚園の現在の場所
 構造：古仁屋信愛幼稚園の現在の建物および遊具設備備品全般
 定員：70名



■応募資格 不問

■応募方法 応募用紙又は、任意の用紙に、必要事項（①幼稚園の名称、②名称を付けた理由、③応募者の氏名、年齢、住所、連絡先を明記のうえ、持参、郵送、ファックスまたはメールにてご応募ください。
 応募は、一人1点までとします。

■募集期間 令和3年8月2日（月）～令和3年9月30日（木） ※郵送は当日消印有効

■選考 令和3年10月 信愛幼稚園公立移管円滑化推進委員会にて選考。

■発表 令和3年10月 採用者本人に直接通知および広報せとうち、町ホームページにて発表。
 また、記念品も贈呈します。
 広報せとうちは、令和3年12月号で発表。

■その他

- ・「信愛」、「しんあい」、「シンアイ」は信愛学園側の意向により不可。
- ・採用作品の著作権、商標権、その他一切の権利は瀬戸内町に帰属します。
- ・必要事項の記載がない応募は無効となる場合があります。



■お問い合わせ先 水産観光課観光振興係 ☎ 0997 - 72 - 1115

2021 加計呂麻島ハーフマラソン大会中止について

2021 加計呂麻島ハーフマラソン大会について、開催に向けて大会事務局や関係機関と何度も協議を重ねて参りましたが、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、大会開催日2週間前に、奄美大島内で感染者が発生した場合の中止措置のハードルが高いこと、会場までのフェリー等での移動や、スタート地点などでの密集が避けられないこと、走行時のマスク着用徹底が出来ないことに伴う、選手の体調管理及び、感染拡大防止を行うことが難しいことから、参加者・大会関係者・島内応援者さらには、大会に携わるすべての皆様の安全と安心を確保したうえで、大会開催は困難であると判断し、「大会中止」の決定を致しました。

2年連続「大会中止」という重い決断で、大変残念な結果になりましたことを心よりお詫び申し上げます。新型コロナウイルスの一刻も早い終息と、必ずや来年こそは開催出来ることをお祈りしまして、皆様のご参加を心からお待ちしております。

加計呂麻島ハーフマラソン大会会長
 鎌田 愛人

令和3年度

瀬戸内町職員採用試験案内



■試験区分 採用職種、人員及び受験資格

区分	職種	採用予定	受験資格	年齢
行政職	一般事務	若干名	昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者	18歳～ 35歳
	土木			
	建築			
	一般事務 (身体障がい者対象)		昭和56年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ※身体障害者手帳(1級～6級)の交付を受けている者 (第1次試験日までに交付見込みの者を含む)	18歳～ 40歳
	保育士		昭和61年4月2日以後生まれた者で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者	35歳まで
	保健師		昭和51年4月2日以後生まれた者で、保健師の資格を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者	45歳まで
消防職	看護師	昭和51年4月2日以後生まれた者で、看護師・准看護師の資格を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者	45歳まで	
	消防士	都道府県公安委員会が交付する普通免許以上の自動車運転免許証を所有(令和4年3月31日までに取得できるものを含む)し、平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で心身ともに健全な者	30歳まで	
	救急救命士	平成3年4月2日以後生まれた者で、救急救命士の資格を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者	30歳まで	

■試験日 令和3年9月19日(日) 午前9時開始(受付時間8時00分～8時40分まで)

■試験場 瀬戸内町きゅら島交流館ホール

■申込受付 令和3年7月20日(火)～令和3年8月13日(金)

■受験申込書の配布 瀬戸内町役場総務課人事行政係で配布、
又は瀬戸内町ホームページからダウンロードできます。

■お問合せ先 〒894-1592
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地
瀬戸内町役場総務課人事行政係
TEL(0997)72-1111(内線117)

▽町ホームページ



■お問い合わせ先 町民生活課児童母子係 ☎0997 - 72 - 1060

【児童扶養手当】

ひとり親、および父又は母が身体などに重度の障害がある児童の母又は父、あるいは母又は父にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

(ただし、公的年金等の受給資格がある方で、年金額が児童扶養手当額より高い方は該当しません。)

※「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日までをいいます。

また、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

●手当支給額（令和2年4月～）

児童1人のとき：月額43,160円（一部支給のとき43,150円～10,180円）

児童2人のとき：10,190円（一部支給のとき10,180円～5,100円）を加算

児童3人目以降：1人につき6,110円（一部支給のとき6,100円～3,060円）を加算



【ひとり親家庭医療費助成制度】

ひとり親家庭の父又は母および児童と父母のない児童を対象に医科・歯科・眼科・調剤薬局等にて支払った保険診療分の医療費を助成する制度です。

【特別児童扶養手当】

20歳未満で、身体または精神に重度又は中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

(ただし、児童が、児童福祉施設等に入所している方は該当しません。)

●手当支給額（令和2年4月～）

特別児童扶養手当：（1級）月額52,500円：（2級）月額34,970円

●請求手続き

町役場にて手続きを受け付けています。添付書類として「請求者と児童の戸籍謄本」「世帯全員の住民票の写し」「診断書」等が必要です。なお、所得制限がありますので詳細については、お尋ねください。

※毎年8月に現況の届け出が必要になります。

対象者には案内を送付しますので、期日内の提出をお願い致します。

■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997 - 72 - 1174

地産地消運動の取組みについて（朝市の開催！）

大島地域では、毎月第3土曜日を「大島活き活き食の日」と定め、健康で豊かな食生活の推進や地元食材の利用促進に取り組んでおります。

瀬戸内町内で生産された旬の農林水産物を味わい、シマならではの豊かな食材を活用し、家族みんなで食卓を囲みませんか？
また、地産地消活動の一環として、毎月第3土曜日の朝8時30分から海の駅1階フロアにおきまして「朝市」を開催しておりますので、町民の皆さん多数のお越しをお待ちしています！

■運営主体

海の駅朝市協議会

(代表 倉田)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。
※出店者も募集しています。

